

日本経済大学

大学院紀要

JAPAN UNIVERSITY OF ECONOMICS

第11巻

論文

- 非小細胞肺癌化学療法における薬剤費とEGFR遺伝子変異の影響に関する症例集積研究
..... 岡本 敬久、濃沼 政美、入内島 麗子、嘉屋 道裕、赤瀬 朋秀 (1)
- 我が国エネルギー環境分野におけるリニエンシー（課徴金減免）制度
..... 辻本 政雄 (13)

2023年(令和5年)3月

日本経済大学大学院

我が国エネルギー環境分野におけるリニエンスー (課徴金減免) 制度

辻本 政雄

I はじめに

本稿では、我が国エネルギー環境分野におけるリニエンスー (leniency: 課徴金減免) 制度について考察する。本稿の趣旨・本テーマに注目する理由は以下にある。

第一に、リニエンスー制度とは、カルテル・入札談合で事業者が自主的に違反内容を当局 (日本: 公正取引委員会。以下、公取委) に報告した場合、課徴金が減免される制度である⁽¹⁾。また、制度の目的はカルテル・入札談合の発見を容易にし、真相解明を効率的・効果的に行うことで、競争秩序を早期に回復することにある。

第二に、我が国リニエンスー制度は 2006年1月の開始以後、2021年3月末までに、累計 (以下同) 申請数1,343件、適用件数153件、事業者数391件に及ぶ。特に、エネルギー環境分野は公取委公表分で適用件数13件、延べ35事業者、課徴金総額126億9,750万円に及んでいる (筆者算定、後述)。しかも、東京電力の機器発注案件等、業界大手が関わる適用事例も含まれ、実務上、今後も時宜に叶った制度改正が必要である。

第三に、近年におけるノーベル経済学賞では、市場支配力と規制 (2014年)、気候変動と長期マクロ経済分析の統合 (2018年)、電波オークション (2020年) が受賞テーマとなっている。そのため、今後、環境経済学、産業組織論、ゲーム理論の各分野、さらには、分野横断的な研究が一層

発展する可能性がある。

他方、上記の傾向・重要性とは対照的に、エネルギー環境分野の先行研究は皆無に近い。ゆえに、本稿は実務・研究分野への貢献を目指しつつ、以下を述べる。

- ①結果: 我が国エネルギー環境分野の上場・法令違反事業者に限定した場合、課徴金減免率は、売上高、従業員数、自己資本利益率との間で有意な正の関係にある。
- ②考察: リニエンスー申請の誘因として、ESG (Environment-Society-Governance: 環境—社会—ガバナンス) 重視の経営が挙げられる。
- ③結語・示唆: ESG重視は競争秩序の回復・確保に寄与するものであり、また、当該制度は、選別的捜査等、研究・実務フロンティア開拓に資する可能性を有することから、更なる研究の発展が推奨される。

II 制度の概要

本章では、リニエンスー制度の根拠条文、特長、減免率、及び先行研究の傾向の4点について概説する。

第一に、カルテルは、価格を不当につり上げ、非効率な事業者を温存して経済を停滞させるため、各国競争法で、「最も典型的な違反行為類型」 (小田切2012) とされてきた。

また、入札談合は適正な価格・品質競争の不在が税の濫費を招き、公益を損なう可能性がある。そこで、リニエンシー制度は、米国の1978年、EU (European Union) の1996年開始を受け、我が国では、独占禁止法（以下、「法」）改正で2006年に導入された⁽²⁾。

制度の根拠条文として、法第1条は、「目的」で、「公正且つ自由な競争を促進し（略）経済の民主的で健全な発達を促進する」を挙げる。次いで、法第7条の2及び3は、課徴金の算定基礎等について規定し、法第7条の4は、自主的報告等の諸条件を示し、「課徴金の納付を命じないものとする」

と規定している。

第二に、制度の特長は概ね、以下にある。

① 自白の誘因：減免率が申請順位で異なるため、共犯者よりも先に当局に自白する誘因が働く。

② 費用削減・摘発率向上：自白・証拠提供が当局の捜査・立証費用を低下させ、違反の摘発率を向上させる。

第三に、2016年、リニエンシー適用事業者名や減免率等の公表開始、2020年、調査協力減算制度によるインセンティブ付与の導入等、制度改正の結果、現在の減免率と対象事業者数は以下となっている。

表1 減免率・対象事業者数等

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率	適用される減免率
前	1位	全額免除	(該当なし)	全額免除
	2位	20%	+ 最大 40%	最大 60%
	3~5位	10%		最大 50%
	6位以下	5%		最大 45%
後	最大3社	10%	+ 最大 20%	最大 30%
	上記以下	5%		最大 25%

(公取委ウェブサイトより筆者作成)

上記より、リニエンシー制度はゲーム理論の「囚人のジレンマ」の応用であり、当局・違反事業者間の情報の非対称性を克服すべく、制度改正されてきたといえる。

他方、インセンティブ付与には、違反コストの低下という表裏一体の課題もあり、最終章で検討する。

第四に、経済学におけるリニエンシー研究は、カルテル・入札談合の影響や抑止効果の検証に重点が置かれ、欧米では、Motta & Polo (2003)、OECD (Organization for Economic Co-operation and Development) 競争委員会 (Competition Committee)、日本では、公取委競争政策研究センターの報告書等が議論の中心をなしてきた⁽³⁾。

とはいえ、リニエンシー研究では、法令違反の全把握が不可能であり、適用事例に基づく実証分析よりも、抽象的な実験分析が重視されてきた。

そのため、本稿では、全把握が不可能な中、エネルギー環境分野に集中し、帰納法的に個別の適用事例から一定の法則性を見出して考察する。

III 事実認定と分析

1 事実認定

以下では、事実認定・分類を基に検証・考察を行う。

・対象案件：2件の法律に基づき該当事例を抽出する。

- ①環境基本法第二条：環境負荷、公害等。
 - ②エネルギー政策基本法第三条：温暖化防止、エネルギーの需給の実現、循環型社会の形成等。
- 結果、該当は以下13件。詳細は文末の表3参照⁽⁴⁾。件数・金額の累計・内訳の概要は以下のとおり。
- ・違反・リニエンシー制度適用件数：ともに13件。
 - 違反事業者数：延べ76（重複を除く実数52）、うち、上場：延べ28（実数20）。
 - リニエンシー適用事業者数：延べ35（実数24）、うち、上場：延べ17（実数11）。
 - 30%減免数：23件、50%同：2件、100%同：10件。
 - 課徴金総額：126億9,750万円、1件当たり平均9億7,673万円。
 - 平均期間：カルテル・入札談合を企てる当事者間の「意思の連絡」開始から公取委命令日まで：5年7ヵ月。詳細は文末の表4参照。

- ③ 一株当たり純資産額 (BPS、円： β_3)
- ④ 一株当たり当期純利益 (EPS、円： β_4)
- ⑤ 自己資本比率 (CAR、%： β_5)
- ⑥ 自己資本利益率 (ROE、%： β_6)
- ⑦ 株価収益率 (PER、倍： β_7)
- ⑧ 有形固定資産 (PEQ、百万円： β_8)

$Y(\text{LEN}) = \alpha + \beta_1(\text{SAL}) + \varepsilon,$	(1)
$Y(\text{LEN}) = \alpha + \beta_2(\text{PRS}) + \varepsilon,$	(2)
$Y(\text{LEN}) = \alpha + \beta_3(\text{BPS}) + \varepsilon,$	(3)
$Y(\text{LEN}) = \alpha + \beta_4(\text{EPS}) + \varepsilon,$	(4)
$Y(\text{LEN}) = \alpha + \beta_5(\text{CAR}) + \varepsilon,$	(5)
$Y(\text{LEN}) = \alpha + \beta_6(\text{ROE}) + \varepsilon,$	(6)
$Y(\text{LEN}) = \alpha + \beta_7(\text{PER}) + \varepsilon,$	(7)
$Y(\text{LEN}) = \alpha + \beta_8(\text{PEQ}) + \varepsilon.$	(8)

- ・ α ：定数項、 ε ：誤差項。p値の有意水準：5%。
 - ・説明変数の期間：カルテル・入札談合の「意思の連絡」を開始した当年を基準とし、翌年～3年目までの3か年間の平均値を置く。3か年の理由は以下。
- ① 中期経営計画や財務分析では、3-5年程度の期間設定が一般的である。
 - ② 「意思の連絡」から公取委命令まで平均5年7ヵ月を要し、5か年を置いた場合、申請後を含むことで、申請誘因の分析が出来ない可能性がある。
- ・適用事業者名、減免率、及び、財務実績の出典：
 - 公取委「課徴金減免制度の適用事業者の公表」、
 - 財務実績：各社有価証券報告書（有報）。上記①～⑦は有報共通の書式で冒頭に記載され、財務実績の中心をなしている。
 - ・先行研究との差異：(a) 対象：我が国エネルギー環境分野、(b) データ：違反事業者の財務実績、(c) 期間：カルテル・

2 分析

(1) 分析手法

上記の事実認定・分類に基づき、以下、課徴金減免率と財務実績の関係を単回帰式で分析する。

- ・検証対象：18（上場のみ）。減免措置適用の11社＋非適用（他社の適用申請に出し抜かれた）7社。なお、下表1～3、6～8、及び、10・11の重複分は除外。他方、非上場事業者は通例、法定開示義務がなく、財務実績が不明なため考察対象外とする。
- ・被説明変数（1項目）：減免率（LEN、%）。100%（課徴金ゼロ）～0%（非適用）。
- ・説明変数（8項目）：財務実績上の重要項目（後述）

① 売上高（連結、以下同）（SAL、百万円： β_1 ）

② 従業員数（PRS、人： β_2 ）

入札談合の翌年から3か年の平均値、を組み合わせた分析手法にある。なお、説明変数の素データ数は18社×8項目×3年分=432件。

(2) 結果

下表2のとおり、我が国エネルギー環境分野の上場事業者における課徴金減免率は、①売上高 (SAL)、②従業員数 (PRS)、及び、⑥自己資本利益率 (ROE)、との間で有意な正の関係にある一方、⑤自己資本比率 (CAR)、とは負の関係にある。ただし、⑤自己資本利益率 = (当期純利益 / 自己資本) × 100より、自己資本比率と自己資本利益率は正負を逆にする一対の関係にあり、⑤の負を考慮しないとすれば、①、②、⑥の3変数の増加が申請の誘因として機能していることが分かる。

IV 考察

リニエンシー申請の背景は、情報制約により、計量的な

説明は困難であるとしても、公開情報を積み上げて考察することは可能であり、背景として、投資家のESG重視を起点とした情報開示の進展が挙げられる。何故なら、事業者は、資金調達（証券、債券、融資等）のため、投資家のESG重視に応え、適切な情報開示に取り組む必要がある。しかも、開示には、開示に値する戦略（組織、人事、財務、研究開発、販売、広報等）策定・遂行が必要である。さらに、各種ESGイニシアティブへの参加・署名の有無、情報開示の程度・格付が主催組織のウェブサイトで公開されるため、事業者は、同業他社等と競争しつつ、これらイニシアティブへの参加・署名を進める必要がある。それゆえ、投資家のESG重視は事業者の情報開示を促し、法令違反事業者内においても、秘匿より開示の方が長期的には合理的という意識を醸成し、リニエンシー申請を促す機運を高めたと考えられる。

ESG重視の具体例として、第一に、責任投資原則 (PRI: Principles for Responsible Investment) があり、署名の機関投資家は、下記 (抜粋) 6原則に沿って、投資対象に影響を及ぼすことになる。

表2 結果一覧 (被説明変数: 課徴金減免率、LEN)

	定数項 (p)	$\beta_1 \sim \beta_8$ (p)	標準誤差	Adj.-R ²	F値
1 SAL	17.863 (0.033)	1.252E-05 (0.033)	27.606	0.208	5.470
2 PRS	19.909 (0.011)	4.133E-04 (0.019)	26.811	0.253	6.762
3 BPS	34.343 (0.027)	- 0.008 (0.603)	31.699	0.017	0.282
4 EPS	20.110 (0.079)	0.124 (0.375)	31.176	0.050	0.834
5 CAR	68.875 (0.003)	- 0.919 (0.039)	27.871	0.193	5.063
6 ROE	11.824 (0.195)	1.931 (0.021)	26.929	0.247	6.563
7 PER	35.253 (0.030)	- 0.707 (0.539)	31.591	0.024	0.394
8 PEQ	16.912 (0.061)	7.535E-05 (0.058)	28.491	0.157	4.156

・N=18. 厳密性を期すため小数点3ケタまで表示。
 ・F値のpは単回帰ゆえ各 $\beta_1 \sim \beta_8$ のpに等しい。

・原則1：我々（注：署名投資家）は投資分析と意思決定過程にESG課題を組み入れます。

・原則3：我々は投資対象企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます。

PRIの署名投資家は2006年（開始年）末の63に対し、2021年末現在で3,404社（53.0倍）、運用資産総額は2006年6兆ドルに対し、2021年3月末121兆ドル（同：19.2倍）と年々、増加傾向にある（UN PRI 2021）。特に、日本では同時点で99社が署名し、文末表4で示した各案件の違反事業者に対し、署名投資家は大株主として一定の影響力を行使している。

第二に、MSCI (Morgan Stanley Capital International) ESG Ratings & Climate Searchでは、約2,900社を対象に、「企業行動」（汚職・不法行為対策）等を踏まえた格付評価を公開している（表4の該当事業者含）。

第三に、東洋経済「SDGs企業ランキング」の「企業統治」では、対象範囲をSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) にまで広げ、「10 公取委からの排除措置命令」等を点数化し、審査結果を公開している。以上を踏まえ、有意なケースの背景を個別に考察する。

①売上高 (SAL) では、経団連 (2018) 『企業行動憲章に関するアンケート調査結果』が参考となる（調査期間：2018年3月～6月、有効回答率22.0%、会員企業1,373社中の302社）。同報告書は売上高 5,000億円を分水嶺とする格差を指摘し、「6. ESG投資、SDGsへの対応をテーマとする株主・投資家との対話」の方法では、「IRミーティングでの説明」が5,000億円以上61%に対し、同未満36%と差が見られる。

つぎに、従業員数 (PRS) では、消費者庁 (2016) 『民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書』が参考となる。一例として、同報告書は、「従業員数の多い事業者ほど、『秘密が守られることを従業員に周知している』」と指摘し、50人以下 (n = 53) 67.9%に対し、1,001～3,000

人 (n = 269) 81.4%、3,000人超 (n = 240) 90.0%となっている。公益通報制度は、就業規則違反やハラスメント等を含む点で、リニエンシー制度よりも対象範囲が広い。それゆえ、公益通報制度の周知が違反申請の社内慣習を醸成し、リニエンシー申請を後押ししているものと考えられる。

最後に、⑥自己資本利益率 (ROE) は、投下資本に対する利益率ゆえに投資家が重視する指標であり、これも、投資家の意向を反映した結果である。

V 結語・示唆

上述のとおり、我が国リニエンシー制度では、課徴金減免率は情報開示の積極性（時期、当局への協力度）を反映したものとなっている。そのため、本稿の検証結果は、エネルギー環境分野の上場・法令違反事業者に限定した場合、売上高、従業員数、及び、自己資本利益率の高い事業者ほど、リニエンシー申請、すなわち、当該情報の開示に積極的であることを示すものとなっている。また、開示の積極性を促す要因は投資家のESG重視であり、それゆえ、ESG重視はリニエンシー情報の開示、ひいては、公正な競争秩序の回復・確保に寄与すると考えられるのである。

むしろ、本稿、及び、実務上、リニエンシーには、下記の課題もある。まず、本稿の課題として、説明変数の追加等により、有意性の背景を更に検証する必要がある。また、リニエンシーをめぐる独占禁止法と刑法との関係について、さらには、諸外国におけるエネルギー環境分野の適用事例との比較考察も必要である。

次に、実務上の課題として、インセンティブ設計と累犯防止が挙げられる。リニエンシーは、申請の誘因として機能する一方、法令違反の経済・心理的障壁を下げ、累犯を招く等、諸刃の剣ともいべき表裏一体の課題を有している。実際、Marvão (2018) は、EU圏でリニエンシー適用を受ける割合が1999年の平均14%から2013年に82%に

増加し、減免率が1998年の平均23%から2013年の61%に増加した現象をリエンシー・インフレーションと称し、1996年～2018年にEU圏で110社の累犯を記録した旨警告している。

しかし、当該制度は、環境エネルギー分野で成果たる摘発件数を着実に積み上げてきており、教育・研修で最適解たる法令遵守・遵法精神の涵養を図りつつ、次善解として、制度の周知を図る必要がある。

最後に、比較考察の視座・示唆として、選別（スクリーニング）、すなわち、法令違反の可能性を統計データ分析で探知する手法に注目する。たとえば、工藤（2012）・小田切

（2019）は、回帰分析による選別の有効性を認め、また、Frezal（2006）は、特定分野に集中した調査によるカルテル抑止効果を述べている。

そのため、エネルギー環境分野において、課徴金減免率が売上高、従業員数、自己資本利益率と有意な正の関係にある点に鑑みれば、公取委は、当該3変数で好調な事業者を選別し、資源（人財・資金・時間）を集中して調査することで、法令違反の萌芽を見出す可能性がある。

以上、リエンシーは、環境経済学、産業組織論、ゲーム理論等の研究フロンティア拡大に寄与する可能性を有することから、更なる研究の発展が推奨されるのである。

表3 我が国エネルギー環境分野における違反・両命令・リエンシー適用事例（公取委公表分より筆者算定、延べ件数、西暦表示）

番号	公取委 命令日	件名	違反事 業者数	上場	排除措置命令 対象事業者数	上場	課徴金納付命令 対象事業者数	上場	適用 事業者数	上場	減免率 (上場+ 非上場)	課徴 金額 (万円)	意思 疎通 開始	開始 ～ 命令
1	16.2.5	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	6	2	5	2	5	2	3	0	30% (2) 100% (1)	7,570	11.3.10 以降	4年 11カ月
2	同上	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	6	2	5	2	4	2	3	0	30% (2) 100% (1)	1,479	11.3.15 以降	4年 11カ月
3	同上	北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	5	1	4	1	3	1	2	0	30% (2)	1,581	11.3.15 以降	4年 11カ月
4	16.3.29	アルミ電解コンデンサの製造販売業者に対する件	4	2	3	2	3	2	1	0	100% (1)	586,521	10.2.18 以降	6年 1カ月
5	16.3.29	タンタル電解コンデンサの製造販売業者に対する件	4	2	3	1	3	2	2	0	50% (1) 100% (1)	83,275	10.6.17 以降	5年 9カ月
6	16.7.12	東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対する件	3	2	2	2	2	2	3	3	30% (2) 100% (1)	40,291	11.4.1 以降	5年 3カ月
7	17.2.15	中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置の製造販売業者に対する件	3	3	2	2	2	2	3	3	30% (2) 100% (1)	23,689	10.7.13 以降	6年 7カ月
8	同上	中部電力株式会社が発注する伝送路用装置の製造販売業者に対する件	2	2	1	1	1	1	2	2	30% (1) 100% (1)	8,232	12.6.8 以降	4年 8カ月
9	18.3.28	東京都が発注する二層式低騒音舗装工事の工事業者に対する件	8	6	5	4	6	5	5	5	30% (3) 50% (1) 100% (1)	34,064	11.12.15 以降	6年 3カ月
10	19.11.22	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の販売業者に対する件	16	1	12	1	11	1	4	1	30% (3) 100% (1)	32,927	13.10.24 以降	6年 1カ月
11	同上	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の販売業者に対する件	11	1	8	1	8	1	2	1	30% (2)	10,533	13.3.22 以降	6年 8カ月
12	19.7.11	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件	4	0	3	0	2	0	3	0	30% (2) 100% (1)	7,418	14.3頃 以降	5年 4カ月
13	20.12.22	東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に関わる品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する件	4	4	4	4	2	2	2	2	30% (2)	432,170	15.2頃 以降	5年 10カ月
		合計/平均	76	28	57	28	52	23	35	17	30% (23) 50% (2) 100% (10)	1,269,750 /97,673	平均5年7カ月	

表の見方：(例) 違反事業者数76件(延べ)中、上場28件(延べ)。適用事業者数35件(延べ)中、上場17件(延べ)、減免率は上場・非上場の区分なし。
・「件名」及び「意思疎通開始時期」の表記は公取委「報道発表」に従った。なお、リエンシー申請時期は非公表。

[脚注]

- (1) 定義、目的等は公取委ウェブサイト及び小田切（2012）を参考にした。また、公取委への事前相談や正式な申請は通例、法務担当役職員や弁護士等が行う。
- (2) EUの事例として、ガス絶縁開閉装置を巡るカルテル案件では、Siemens、Alstom、Areva、Siemens、日立、富士電機、三菱電機が制裁金の対象となった一方、ABBは、申請順位一位であり、捜査への協力が認められ、100%免除の適用となった（Case COMP/38.899）。
- (3) Google Scholarによれば、Motta & Polo（2003）の被引用数は216件（2022年2月6日閲覧）。
- (4) 違反事業者（実数19）の情報は以下。

表4 違反事業者名、減免率、PRI署名の大株主（←印）の出資割合・順位、MSCI-ESG格付等

1	セントラル硝子:0% ←みずほ信託(4.98%、5位) 多木化学:0%←損保ジャパン(4.65%、1位)、←三菱UFJ信託(3.49%、4位)
2	日本軽金属:0% ← 第一生命(3.2%、3位)、多木化学:0%(同上)
3	多木化学:0%(同上)
4	ニチコン:0% ←日本生命(3.9%、6位)、日本ケミコン:0% ←日本生命(2.53%、4位)
5	松尾電機:0% ←なし、ニチコン:0% ←なし
6	大井電気:30% ←三菱UFJ信託(2.31%、7位)。NEC(A, Average):100% ←住友生命(2.05%、5位) 富士通(AAA, Leader):30% ←朝日生命(1.77%、6位)
7	NEC:30%、大井電気:30%、富士通:100%(出資等:同上)
8	NEC:30%、富士通:100%(出資等:同上)
9	大林道路:50%(当時上場)←なし、世紀東急工業100% ←なし 東亜道路:30% ←りそな銀行(2.37%、9位)、←損保ジャパン(2.37%、同9位) 前田道路:30% ←なし、NIPPPO:30% ←なし、日本道路:0% ←明治安田生命(1.9%、7位)
10/11	クラレ:ともに30% ←日本生命(2.94%、4位)、←明治安田生命(1.08%、7位)
12	上場なし
13	大林組(AA, Laggard):30% ←日本生命(2.91%、5位)、清水建設(AA, Average):30% ←第一生命(1.38%、10位) 受注のない違反事業者(課徴金納付命令の対象外) 鹿島建設(A, Average)←なし、大成建設(A, Average)←明治安田生命(1.40%、9位)

・表の見方の違反事業者セントラル硝子の減免率は0%、PRI署名の主要株主みずほ信託が同社に4.98%を出資し、出資割合の順位は5位にある。
・MSCI-ESG格付:開示分のみ。未記載は格付なし。A/AA/AAAの後のLeader/Average/Laggardはコーポレート・ガバナンスへの評価(2022年2月現在)。

[参考文献]

BellCurve for Excel (計算用ソフト)。

消費者庁 [2016]『民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書』。

European Union [2007], Official Journal of the European Union, Case COMP/38.899, Commission Decision of 24 January 2007.

Frezal, Sylvestre [2006], “On Optimal Cartel Deterrence Policies” International Journal of Industrial Organization, 24 (6), pp.1231-1240.

工藤恭嗣 [2012]「カルテル要因の実証分析」公取委競争政策研究センター『カルテル規制における経済分析の活用』 pp. 11-52。

濱口泰代ほか [2006]「リニエンシー制度の実験分析」、公取委競争政策研究センター『リニエンシー制度の経済分析』 pp. 31-51。

公正取引委員会「課徴金減免制度」<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/index.html> (2022年2月6日閲覧)。

経済団体連合会 [2018]「企業行動憲章に関するアンケート調査結果」。

Marvão, Catarina [2018], “Challenges to the EU Leniency Program: Leniency Inflation, Strategic use of leniency and Private damage claims” Working Party No. 3 on Co-operation and Enforcement, Competition Committee, OECD.

MSCI. “ESG Ratings & Corporate Search Tool” <https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings/esg-ratings-corporate-search-tool> (Access: February 27, 2022).

Motta, Massimo, and Michele Polo [2003], “Leniency Program and Cartel Prosecution”, International Journal of Industrial Organization, 21 (3) , pp. 347-379.

日本経済新聞「日経会社情報」<https://www.nikkei.com/markets/kigyo> (2022年2月6日閲覧)。

小田切宏之 [2012]「はじめに」公取委競争政策研究センター『カルテル規制における経済分析の活用』 pp. 1-2。

小田切宏之 [2019]『競争政策論』日本評論社。

東洋経済新報社 [2021]『CSR企業白書2021年度版』。UNPRI. “Signatories” <https://www.unpri.org/signatories> (Access: February 6, 2022).

『日本経済大学大学院紀要』投稿規程

平成24年4月1日制定

平成27年5月1日改正

1. 『日本経済大学大学院紀要』(以下、本誌と略記する)は、日本経済大学大学院における研究成果を広く内外に公表するために発行する。
2. 本誌は、原則として年1回発行される。
3. 本誌への投稿資格を有する者は、次に示す通りである。
 - (1) 本大学院に所属する教授、准教授、専任講師
 - (2) 本大学院に付属する研究所において研究業務に従事する特任教授／准教授、研究員
 - (3) 上記以外の投稿者で、大学院紀要編集委員会が、投稿の資格と必要性を認めた者
4. 論文の投稿要領は、次に示す通りである。
 - (1) 投稿者は、所定の「執筆要領」に基づき原稿を作成し、編集委員会が定めた期日までに、本大学院研究委員会内の紀要編集委員会に原稿を提出しなければならない。
 - (2) 投稿原稿は、「執筆要領」に則った様式により、ワープロソフトのWordにて作成されたもので、その電子ファイルを紀要編集委員会に送付するものとする。
これとは別に、出力原稿も3部提出しなければならない。なお、投稿された原稿は、掲載の可否にかかわらず原則として返却しない。
5. 投稿論文の審査および掲載可否の決定は、次に示す通りである。
 - (1) 投稿された原稿の審査は、別に定める査読規程に従い、編集委員会が選定した査読委員により行う。
 - (2) 投稿された論文の掲載可否は、査読委員による審査の結果に基づいて、編集委員会が決定する。
6. 著作権については、次に示す通りである。
 - (1) 本誌に掲載された論文及び研究ノートの著作権は、日本経済大学大学院に帰属する。
 - (2) 執筆者は、本誌に掲載された論文を他の刊行物に転載する場合、事前に編集委員会に連絡し、許可を得る必要がある。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町25番17号
日本経済大学大学院経営学研究科 研究委員会内
紀要編集委員会

JAPAN UNIVERSITY OF ECONOMICS

The Bulletin of the Graduate School of Business

Vol.11 March 2023

A r t i c l e s

A case-series research of EGFR mutation and its effect on the cost of chemotherapy in non-small cell lung cancer (NSCLC) .

... YOSHIHISA OKAMOTO, MASAYOSHI KOINUMA, REIKO IRIUCHIJIMA, MICHIIRO KAYA, TOMOHIDE AKASE (1)

Leniency Programs in the Energy and Environment Sectors in Japan

..... MASAO TSUJIMOTO(13)